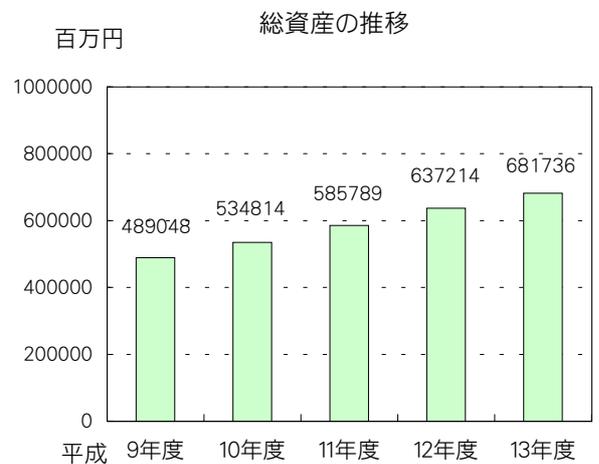
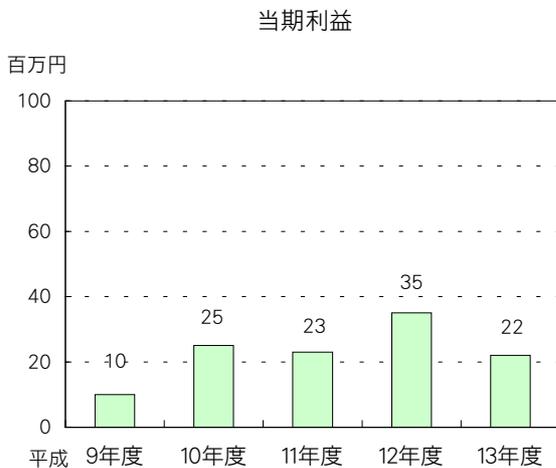
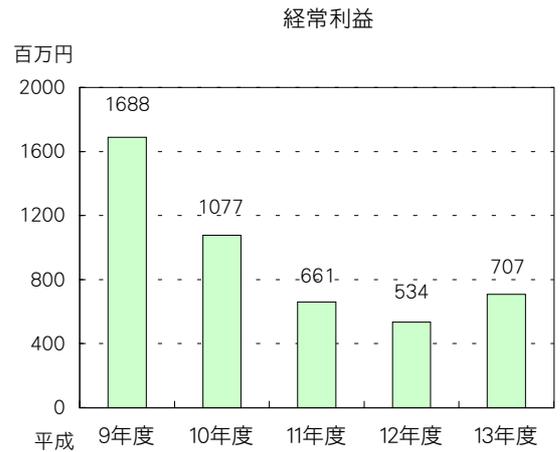
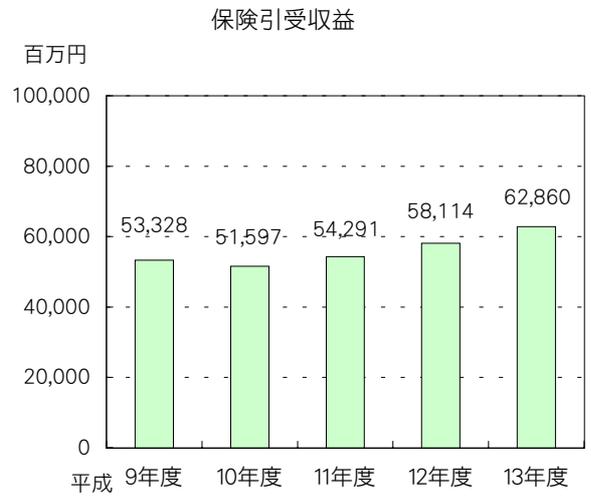
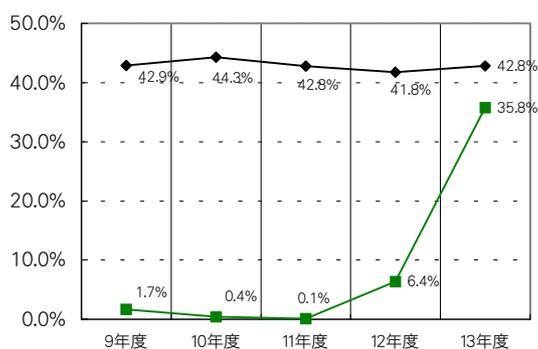


1 会社の現況

1 代表的な経営指標



正味損害率・正味事業費率



ソルベンシー・マージン比率



(単位:百万円)

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
正味収入保険料	45,039	44,515	48,257	52,637	50,859
正味損害率	1.7%	0.4%	0.1%	6.4%	35.8%
正味事業費率	42.9%	44.3%	42.8%	41.8%	42.8%
保険引受収益	53,328	51,597	54,291	58,114	62,860
利息及び配当金収入	14,720	14,269	13,153	11,431	10,351
経常利益	1,688	1,077	661	534	707
当期利益	10	25	23	35	22
ソルベンシー・マージン比率	96.8%	211.5%	179.0%	188.8%	203.3%
純資産額	1,406	1,431	1,484	1,519	1,569
総資産額	489,048	534,814	585,789	637,214	681,736
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—	27
地震保険評価差額金	—	—	—	—	11,748
不良債権状況	—	—	—	—	—

(注) 地震保険評価差額金…地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額であります。

2 経営方針

「家計地震保険制度の健全な運営を通して、豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、広く社会から信頼される企業を目指す。」ことを経営理念としております。

さらに、「社員の主体性・チャレンジ精神を原点において、

- (1) 環境の変化に迅速・果敢に挑戦し、公正・透明で健全な経営を実現する。
- (2) 再保険金支払い体制を万全なものとし、有事における迅速かつ的確な対応を実現する。
- (3) 資産運用は、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味して着実に行う。」

ことを経営方針としております。

3 会社の特色

当社は、「地震保険に関する法律」第3条第1項(注)により、保険会社等が負う保険責任を再保険する会社として、また政府の再保険契約の相手方として設立された会社であり、家計地震保険制度の再保険機構における中核となる会社であります。

(注) 条文は、次のとおりです。

「政府は、地震保険契約によって保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。」

4 運営体制

(1) 法令遵守の体制

当社は法令等の遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、金融機関として求められる健全な企業風土の醸成に努めております。

コンプライアンスを一元的に管理・推進していくために、コンプライアンス推進室を設置し、各部にコンプライアンス推進員を任命しております。また、監査役、内部監査委員会とも連携してコンプライアンス全般に関する取組状況について定期的に検証し、社内管理体制の充実を図っております。

本年度は、引き続き「コンプライアンス・マニュアル」を全社員に周知徹底するとともに、コンプライアンス推進員による個別業務に関する法令等の研修を各部毎に実施して、コンプライアンスの更なる推進を図ってまいります。

(2) リスク管理の体制

金融の自由化の進展、金融技術の高度化、複雑化など金融を取り巻く環境が急速に変化する中、リスク管理の重要性は益々高まってきております。

当社ではリスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理体制の整備・充実に努めています。具体的な取り組みとしては、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理するため、リスク管理を統括する部署として「リスク管理グループ」を設置し、リスクの統合管理機能の強化を図るとともに、その状況を常務会、取締役会に定期的に報告しております。

①資産運用リスクへの対応について

当社はその性格から巨大地震発生の際の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一として、資産運用リスク管理を行っております。

(イ) 市場リスク

金利、為替の変動による資産価値の下落幅の計測を行い、これにもとづいてリスク量を限定しながら運用を行っております。

(ロ) 信用リスク

格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定し、かつ同一発行体への集中を避けて投資しております。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別的な管理も行っております。

(ハ) 流動性リスク

手元流動性を十分確保するとともに、換金性の高い資産での運用を行っております。

②事務リスクへの対応について

権限や事務手続き等の規程を整備するとともに総合事務処理マニュアルを制定し、正確で迅速な事務処理を徹底しております。また、内部監査委員会による内部監査において、規程・付則・事務マニュアルが網羅的にかつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしております。

③システムリスクへの対応について

災害時におけるシステムのセキュリティ確保に重点を置いて危機管理計画を見直し、管理体制の充実に努めております。

(3) 社外・社内の監査・検査体制

①社外の監査および検査

当社は、保険業法第 129 条にもとづく金融庁の検査及び地震保険に関する法律第 9 条にもとづく財務省の検査を受けることとなっております。

また、このほかに、商法特例法にもとづき、中央青山監査法人の監査を受けております。

②社内の監査

監査役が行う商法上の監査のほかに、当社では社内の独立組織として「内部監査委員会」を設置しています。会社の健全な発展と社会的な信用の向上に資するため、内部監査ではすべての業務を対象として、会社における諸制度および諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から検証することを行っております。

(4) 有事の際の体制

① 資金調達体制整備

当社は、再保険金の支払いに備えて、常に流動性の高い資産で運用しており、基本的には4日以内に換金できるように準備しております。しかし、首都圏で巨大地震が発生した場合は、最悪、市場が機能せず換金が困難もしくは著しく不利な価格で売却せざるを得ない状況も予想されます。こうした事態に備え再保険金の支払いに万全を期すために銀行と総枠2,640億円の融資協定を締結しております。

② 災害対策委員会の常設

巨大地震に備えた再保険金支払いの訓練、マニュアルの整備等を行う災害対策委員会を部レベルの常設機関にし、さらに充実した体制作りを目指しております。

特に本年度は、巨大地震を想定した支払体制につき、具体的なシミュレーションに基づいて見直しを進めています。

なお、当委員会は巨大地震発生時には、そのとき設置される災害対策本部(本部長:社長)の事務局に自動的に移行します。

5 社会貢献活動

(1) 救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時等における負傷者救護に役立てるため、役職員は全員東京消防庁による上級救命講習を受講、修了し、「上級救命技能認定証」を取得しております。

(2) 地球環境問題

社内における紙、電気、ガスの省資源、グリーン購入、分別回収ボックスによるリサイクルに取り組んでいます。

また、事務所の冷暖房の温度設定を緩め、夏季はノージャケット、ノーネクタイ可としております。

(3) ボランティア

- ・社内において、読み終わった図書の交換によるチャリティーを行い、その収益金および同額の会社協力を「国境なき医師団」に寄贈しました。
- ・使用済みの切手およびプリペイドカードならびに書き損じのハガキを中央区ボランティアセンターを通じて日本キリスト教海外医療協力会へ寄贈しました。

6 トピックス

(1) 総支払限度額の改定(4兆5,000億円)

平成14年4月1日より、一回の地震等によって政府および保険会社が支払う保険金の総支払限度額が4兆1,000億円から4兆5,000億円に改定されました。

詳細については、21ページの「III 地震保険のしくみ 4. 当社・損害保険会社および政府の保険責任」をご覧ください。

(2) 地震保険制度(料率)改定

平成13年10月1日より、基本料率の改定と住宅の耐震性能に応じた割引制度が導入されました。詳細については、16ページの「III 地震保険のしくみ 2.地震保険の内容」をご覧ください。

(3) ホームページの充実

平成13年9月のオープン以来、リアルタイムな情報発信の手段として機能しています。英語版 Earthquake Insurance や地震保険Q&Aを追加する等、随時更新しています。